

るな事故、それからもう一つは、事故があつても報告をすることをきらったために、それを内部でもって処理するといふような傾向、あるいは安全衛生月間とか事故撲滅週間とかいろいろのものを設けたために、いわば統計上あらわれることをきりうために表にあらわさない、こゝういふことについてあなた方はよほど深く探つて、その根源を突きとめなければならぬのではないかと、いふふうには私は思ふのですけれども、それらについて一体どういふような手だてを講じてこられたか、お伺いしたいと思ふのです。

○渡邊(健)政府委員 たいだいま田邊委員御指摘のよ様に、一部には災害が起きて、いゝゆる安全表彰などの目標達成のためにそれを表に出したがるな傾向があるといふようなことも私ども聞いております。しかしながら、われわれといたしましては、業務上の災害疾病につきましては、できる限りこれを正確に、そのまま把握するようにつとめておるわけでございまして、確かにそういうような傾向が全くないかどうかは、必ずしも私どもも断言するまでの自信はございませぬけれども、しかし最近の状況で申しますと、死亡といつたような、もう隠しようもないようなものにつつましても、昨年には四十五年から見まして、かなり減つてきておりますので、減少の傾向はあるのではないか、かように考へておるわけでございまして。

ただ職業病などにつきましては、いろいろな最近の新しい化学物質の使用等によりまして、職業病であることが直ちに判明しない、あとになつてからだんだんそういうことがわかつてくるというような事態は確かに見られるわけでございまして、私どももそういう点につつましても、できる限り事態を的確に把握するよう、あらゆる機関を通じてつとめておるところでございまして。

○田邊委員 それでいま局長は、死亡者についてはかなり減つてきておるといふけれども、そんな減つていないですね。大体六千人の台を実は上り下りしているという状態、これだけ企業が近代化

し、機械化し、いわばだんだんと設備がよくなつてきている。当然、死亡者という最も悲しむべき労働災害を中心として急速にこれが減らなければならぬ。にもかかわらず、死亡事故が横ばいの状態であるといふことは、すなわち私は時代の進展を見たときには、いわば逆に言えば、上昇的な一つの要素があるといふふうに見なければならぬと思ふのです。そういつた点で、あなたの答弁も私どもがえんずることはできない。いま申し上げたような業務上疾病についても、なかなか発見ができませんといふことは当然でありましようけれども、実はこれをどうするかといふことが、いま現代的に公害の問題も含めて問われていると思ふのです。したがつて、いわば死亡事故が横ばいであるといふことと業務上疾病が増加しているといふ傾向について、私どもとしては、これをひとつ撲滅するといふ方向がはからなければならぬ。

したがつて、今回の労働安全衛生法を策定いたしました基本的な考え方というものは、いまの現象に対して根本からメスを入れてその解決をはかるという、こゝういふ観点でなければならぬと思ふのでありまして、そういう観点から見て、一体この法案がいゝばあなただ方の意に沿ひ、私どもも希望するところに沿つていかどうかといふのが、私は議論の焦点ではないかと思ふのでありまして、いま申し上げたような点から見まして、現在の状態は決して好ましい状態を招来してないといふ点に対しては、私は一致をするのじやないかと思ふのですが、大臣どうですか。

○塚原国務大臣 死亡者の数が減つておるといふこと、それは潜在的にはもつとふえておるんじゃないかと思ふ。しかし、これは私は数字に間違いはないと思ひます。

それから、なお訓練その他かなり充実したこともやつておられますし、一方において機械は日進月歩だんだんいいものができておるといふようなことで、なかなかその間においていろいろな問題もあるわけでありまして、要は、基本的にはそ

ういふ問題をなくするために、安全衛生を考へるための法案でありますので、十分その点を盛り込んで、あらゆる観点からそういうことに十分重点を置いて、この法案というものは作成した。御批判はあるでしょうけれども、ベストのところではないかと思われるが、私は十分その点を考慮に入れて作成された法律案である、このように考へておられます。

○田邊委員 大臣も死亡事故が減つておるといふが、あなたのほうの統計は間違つておる。大体幾らか三十六年に死亡事故がふえておつたり、あるいはまた四十二年に少し減つておつたり、そういう傾向はあるけれども、こゝ十年くらい大体全体的な傾向は横ばいですよ、あなた。

○塚原国務大臣 私が報告を受けておりますのは、六千といふのが普通いわれておる数字であります。が、今度、まだ発表にはなつておりませんが、四百を割るというふうな報告を受けておりましたので、つまり五千六百くらい死傷者といふので、そういう報告を受け取りましたので申し上げたのであつて、決してそれでよろしいという意味ではございませぬよ。ただ数字の上では、四百くらい減であるといふことが、私の頭に入つておりましたので申し上げたような次第でございまして。

○田邊委員 それは一昨年から昨年にかけて、特に建設業等でもつて実は重大な事故が起つておるのです。リングビーム工法等、その他のいゝば新工法によるところの事故が多発したことによる若干のそれに対する自衛等があつたといふふうに見てもいいのでありまして、大体長く十年くらいいふところをとつてみて、いま横ばいの状態であることについて間違ひない事実なんです。ですから、何かあなたが局限されたところだけ見て、たいへんうれいような顔をしちゃいけませんよ。そういう形でなくて、私は特にいま申し上げたように、建設業の死亡事故が全体の四〇%を占めておる。それが新工法や新原材料を用いることによつて起つておるといふこの事態、言ひなれ

ば企業利益を追求し、その割合を増加するために、かなりの無理を承知でやつておる、このことに着目しなければいけないと思ふのです。私はこのことをおそれるのです。ですから、新しい技術を導入する際には、よほど安全関係に留意していかなくちゃいけない。それを置き忘れられておるところに、日本の現在の企業の実態があると思ふのです。これをどうやつてチェックして、どうやつてこれからの災害を防止するかといふこと、現在この法案にかけられた近代的な意義がある、私はこゝういふように受け取つておるわけでありまして、そういう点を私どもは争うわけじやございませぬから、さらに問ひ詰めていたしませぬけれども、ひとつ大臣の御認識を新たにしたいと思ひます。

今回のこの法案が一体どういふ根拠で出されてきたのかといふことに対して、私どもはいろいろと論議をかわしてつとめておると思つております。今度の労働安全衛生法は、御案内のとおり、従前の労働基準法の労働安全衛生関係の条項といふものを抽出をいたしまして、これを軸として新しい装いをこらして提案をされたわけでありまして、いま前段に申し上げたことを考へたとき、この新法をつくりました根拠といふのは、一体那辺にあるのかといふことを明確にしたいかなければならぬと思ふわけであります。いま私が申し上げたように、労働災害はなぜ起るのかといふことをまず十分解明しなければならぬと思ふのです。日本の場合は欧米に比較して約三倍、特に建設業の場合には約五倍の労働災害が起つておるといふ現状を見たときに、これにはやはり日本の企業のいろいろな面における立ちおくれ、いろいろな面におけるネックがあるのじやないかと思ふのです。これに対してどういふお考えでしょうか。労働災害はなぜこゝういふように多発しているのか、この原因は一体どこにありますか。

○田邊委員 それでいま局長は、死亡者についてはかなり減つてきておるといふけれども、そんな減つていないですね。大体六千人の台を実は上り下りしているという状態、これだけ企業が近代化

られておるところでございます。最近では昭和四十五年に改正も行なっておりますところでございます。

なお、これらの基準法、労災法は最低基準でございます。それ以上労使が話し合いによって補償を行なうことは、これはもとより望ましいところであり、現に労働協約等によりまして、使用者の上積み補償もいろいろ行なわれておるところでございます。ただ、この最低基準につきましても、これを改善すべきではないかという御意見もあるわけでございまして、われわれもそれにつきまして慎重に考えておるところでございますが、労災法と申しましても、基本はやはり労働基準法とつながりがあるわけでございます。

基準法につきましては、御承知のように四十四年以来、労働基準法研究会というものを設けました。学識経験者の方に戦後二十数年たつてまいりました基準法につきましても、御報告をいたしております。いままで安全衛生、労働時間、休日等について御報告がなされ、今回の法案も、その安全衛生につきましても、御報告に基づいて提出されたものでございますが、いま御指摘の災害補償等につきましても、その他の部面と同様現在、基準法研究会で基準法体系全体の中で検討をされておりますので、その検討の結果を待って基準法、労災法を通じます災害補償の改善の問題についても検討をしてみたい、現在はいかに考えておるところでございます。

○田邊委員　ですから私がさっき言いましたように、いわゆる労働災害を撲滅する道というのは、一つには企業責任もあるし、一つには労働者に対するところの予防措置なり、あるいはまた労働災害が起こった場合における補償等がはからなければならない車の両輪にならない。そういう点でいま局長が答弁いたしましたけれども、いわば基準法の災害補償という部面について現状とあまりにも食い違っているんじゃないかという気が私はするのです。最低保障といいますが、なかなか最

低保障をこえて支払うことをきらうのです。

ですから、たとえば一昨年の四月に横浜地裁でもって一つの造船事件が起こって、いわば半身不随になった三十六歳の月収五万七千円の労働者に對して、この労災保険のほかに基準法の三百万をこえて三千万をこえる金額を、解雇料や慰謝料を含めて支払うべしという命令が出たことは、いわば裁判所がそういう前進的な立場をとって初めて救済されるわけでありまして、実際にはなかなかこの最低の保障をこえて支払うことができないという状態なんですね。それだからこそ私はさつきから、やはり労働者に対するところの補償の万全を期するということなしに、形の上でもいろいろな法律ができました。安全衛生を真に根本から解決する道にはならない、こういうふうに申し上げているわけでありまして、この点は進んでいるというところでありまして、この面におけるところの一つの完べきを期せられるのじゃないかという気持ちがあるわけであります。

大臣、いまお話のありましたとおり、少くその面においては、この法案の提案と、いま申し上げた基準法の改正等の災害補償の部面における改善が時期が合わないことについては、私はやはり片手落ちではないかと思っております。今後にはぜひ対処をしてもらわなければならない部面じゃないかと思っております。ひとつどうでしょう。

○塚原国務大臣　御意見として承らしていただきました。先ほど局長が答えましたように、労働基準法研究会にすべて検討をお願いしておりますから、その結果を待って、いまの御意見を踏まえながら新たな問題としてこれを取り上げていきたい、このように考えております。

○田邊委員　だから、そういうことがおくれいていることは、災害防止なり、災害の手当てからいっていわば万全ではないだろう、一面において、だからこの安全衛生法をお出しになってお

けれども、そういう部分が一緒についてこなければ、ほんとうの意味における災害の撲滅なり災害の予防なり、災害の手当てにならぬじゃないか、この点に對してどうですか。これも御意見として承っておくのですか。あなたのほうは一体それに対してどうお考えですか。

○塚原国務大臣　先ほどから私繰り返してありますが、いろいろな御批判があることは承知いたしております。ベスターではないけれども、今日ベスターということでこの法案を提出したわけでありまして、御意見は十分に私は承りました。

○田邊委員　私の意見に對してあなたはどうお考えですか。意見を承っておくじゃない。あなたは一体どうお考えなのですか。本来的にいえば、これは両方ついていかなければならない問題でしよう。ついていかなければならない問題を、汽車がおくれて発車しておるわけですから、これに對してあなたはどうかお考えですか。前提条件として、大臣はベスターでなくて、ベスターだなんていう抽象的なことばで済まされるのじゃ困ります。具体的に法改正があるのだから、それに伴うところのいろいろな措置がなされていなければ、私はあなた方がいふところの労働災害撲滅に通じないじゃないかと言っておるので、私の意見に對して、あなたはイェスかノーか言ってください。

○塚原国務大臣　労災法は今日まで事あるごとに改善いたしております。しかし、いまの田邊委員の改善すべきであるという意見は、私はこれに同意いたします。

○田邊委員　最初からそういうふうにとお答えいいたしたいのです。

私が言いますのは、労働災害を撲滅するための今度の法改正、これが新法という形をとられていく、これはそれなりの意味があると思うのです。確かに、労働基準法は終戦直後につくられた法律でありまして、現状に即していない、この安全衛生関係だけの法の規定をもってしては、現状にそぐわないという意味は、そのとおり受け取って

きたいと思っております。しかし、この基準法が持つところの労働者の憲章としての意味、基本的な人権といわば生命、財産を守るといふ意味合い、これからこの法を抜き出しているという改正のしかたについて、いろいろな意見があるのを十分踏まえていかなければならぬと思うのでありまして、労働基準法の改正という、こういう形をとらないで、いわばこれを新しい形でもって独立法としてつくったというこの考え方、これに對してやはり世論を納得させるところの論拠がなければならぬと思っておりますけれども、この点いかがですか。

○渡邊(健)政府委員　労働基準法が労働憲章といわれるものであるという点につきましては、われわれも十分に配慮をいたしておりますところでございます。今回単独法の形をとりましたけれども、基本法の精神はいささかもそなわれないようにするということ配慮にとめたつもりでございます。

しかるに、基本法の一部改正という形をとらず、なぜ単独法としたかという点につきましては、最近の労働災害の傾向より見ますときに、基準法のように直接の雇用関係のみを前提とする規制のしかたでもって災害を的確に防止することができないいろいろな状況が出てまいっておりますこと、すなわち機械や材料などにつきましても、製造、流通の段階における規制が必要になってきておる、あるいは直接の雇用関係だけではなしに、重層下請関係とか建設のジョイントベンチャー等、特殊な雇用関係下における規制も強めていかなければ災害が防止できない状況になっておるといふこと、あるいは特定の有害業務に従事した者につきましても、雇用関係にある間だけの健康管理ではなしに、離職後にわたって健康を確保する必要があるというふうなこと、あるいは公害の防止に對する配慮を労働者にあわせて行なう必要があるということ等々の事情は、直接の雇用関係を前提とします基準法のワケよりはみ出しておる部面があるわけでございます。こ

という点が基準法と別個に単独立法といたしました第一の点でございます。

さらに第二の理由といたしましては、最近の災害の状況からいたしまして、その防止のためには、最低基準を設定し、それを確保するということが、もとより根本でございますけれども、その施策のみでは有効な災害の防止に十分でない。すなわち災害防止の実をあげますためには、最低基準の順守、確保のほか、さらにそれとあわせまして、安全衛生教育の徹底であるとか、あるいは技術指針や望ましい産業環境の標準をつくる等によりまして、安全かつ快適な職場環境を形成する必要があること、さらに最低基準の順守を容易ならしめるために、中小企業に対して技術的な援助、財政的な援助等、幅広い行政を展開する必要があり、このこと、これらのことからいたしまして、基準法のワケを越えた幅広い総合的な労働安全衛生行政を展開するためには、やはり別個の法律にしたほうがいいのではないかと、かように考えて単独法といたしましたわけでございます。

なお立法技術的に申しますと、この関係の条文は全部で百条をこえる法案になりますので、基準法の中にそれを全部入れるということも、立法技術的にも非常に困難なことでございますし、また一部基準法に残し、一部指導行政等につきまして外にすると、このように生命、身体にかかわるものにつきましては、総合性ということが大事ではないかという観点から、そういう意味で統一的な立法にすることが適当である、かように考えて、基準法と別個の単独立法にいたしましたわけでございますが、最初にも申し上げましたとおり、基準法の精神というものは、いささかもそこなわれてならないという観点から、本法の第一条におきましては「基準法と相まつて」ということで、両方の法律の考え方の一体性を明確にいたしておるところでございます。

○田邊委員 実はさつきから私が質問いたしておりますように、大臣といろいろやりとりがありま

したけれども、日本の企業というのは、何といっても労働者の生命、基本的な人権を尊重するという精神が欠けておるのですよ。ですから、労働災害が起るといふだけでなくて、いわゆる人命な面におけるところの労働条件の劣悪化というものが問題にされている。ですから私は、いま局長から答弁がございましたように、法の形の面からいえば、今度の労働安全衛生法という単独立法が一つの方法だろうと思っております。しかしそのことが、その労働安全全部面というものを基準法から抜き出してきたという点の中に、何といっても世論的には、やはりいままでにも足りない労働条件の問題なり、基本的な人権の問題なりというものが、これを取り出すことによつて、さらに薄められやしないか、いわばこういう危険を本能的に感ずることもまたうかがい知れるところだと思っております。事実そういう面において、技術的な面に走りがちな新法というものの危険性、私が最初からくどくどと申し上げたのはそこにあるわけでありませぬ。

何といつても、やはり労働者の生命、人権を守るといふ、このいわば基本的なことが、この新法によつて薄らいでいくということはないかというところが一つ、「労働基準法と相まつて」といふことについておるのですね、その点が非常に心配なんです。基準法というものは、いま申し上げたように、賃金や労働時間やあるいは安全衛生や、いろいろな面が総合的にはかられて、実は一つの法体系がなされている、いわば基本法としての労働者の憲章といわれている法体系がなされている。その中の一つの重要な面である安全衛生という部分が適用されてきた。しかし、新法と労働基準法というものが相まつてという、関連性を持つてやっていると、関連性というものはそのものずばりじゃないわけでは、やはり基準法の中において労働者の人権を守るといふ立場からするこの安全衛生、労働安全という、こういう部分は、これは基準法からなくなつてきているわけですから、これがそのまま新法に乗り移っているわけじゃありませんよ、「相まつて」というので

すから。その点の、いわば労働者の立場からくるところの不安感というものを対して、あなた方は一体これをどう説明していくのかということをお聞きしているのです。

○渡邊(健)政府委員 御懸念のようなことがございませぬように、われわれ今回の立法につきましても、いろいろ配慮をいたしておるところでございます。いま、今回の立法にあたりましては、旧労働基準法の安全衛生に関する条項は削除されましたけれども、改正後の基準法の四十二条で労働者の安全衛生については、「労働安全衛生法の定めるところによる」ということで、基準法と労働安全衛生法との関係の条項を残しておるわけでございます。

したがしまして、安全衛生は、その改正後の四十二条によりまして、基準法上の労働条件だということとは明確になっております。したがしまして、安全衛生につきましては基準法の一、二条など、基準法の総則に書かれております考え方はそのまま適用はされるわけでありましてございませぬ。そういう意味において、安全衛生が基準法の体系から完全に外へ抜け出したということではございませぬ、基準法の体系の中に一応置いてその詳細は労働安全衛生法に譲った、こういう形をとりました、基準法との関係をはかつておるところでございます。

なお、新法の第一条の(目的)の「労働基準法と相まつて」と申しますのは、基準法と一体的な運用をはかるといふ趣旨でありますと同時に、基準法の中に規定されております労働時間、賃金、その他の一般労働条件、その改善と、それから安全衛生法に定められます安全衛生についていろいろの基準、それが両々相まつて、労働者の災害の予防、安全衛生の確保がはかられるべきものである、こういう考え方を明らかにいたしておるところでございます。

○田邊委員 とこが戦後の日本の、いわば労働者の人権を守るといふ立場、労働条件を守るといふ立場の基準法という体系から見たときに、最低賃金法はここから抜け出た。いま労働安全衛生が抜け出るといふような面からいいます、いわば労働者の憲章といわれる基本法が、個別法にだんだんに移されていくという状態でありませぬ。そういった点から、この総合性というものが宙に浮いてくるんじゃないかという論議は、私は当然あると思つておるのです。

それからもう一つは、労働安全衛生法というものが個別法としてのいろいろな要件を整えなければならぬということは当然でありますけれども、私はやはりこの安全衛生というものは、労働条件と密接不可分の関係にある。いわばこの労働条件というものが改善をされ、これがよりいい状態にならなければ労働災害はなくなるという宿命的なものが私はあると思つておるのです。そういう点から見て、時間短縮の問題も含め、いわば基準法に定める総合的な一つの条件というものが、これが一つ欠けても私はならないと思つておるのです。

そういう意味合いで、この安全衛生という面も、他の労働時間の問題なり労働条件の問題とからみ合いながら、いわばそういうものを前提としながらこの撲滅をはかるといふ観点に立たないと、本来的な任務を果たすことができない。私はさつきから強調して、大巨もややおわかりになつたようだけれども、その点に対しては実は私が言つておるのには、日本の現状というものは、そういうことなしには労働災害はなくなるはない。こういうことを考えたときに、私はこの労働基準法の総合性とという面と、いま申し上げた労働災害の撲滅の前提となる、いわゆる労働時間なりその他の条件といふものが、いわばこの法の別の形づくりによつて失われていくんではないかという心配、これを私はさつきと踏まえてやらなければ今後十分対処することができない、こういうふうに対処して、もう一度念を押しておきたいと思つておるのです。

○渡邊(健)政府委員 法体系の中で労働基準法に四十二条というものを残しまして、安全衛生も基準法の体系のかさの下にあるんだということを確認にいたしております。それから新法的一条におきまして「基準法と相まって」ということによりまして、賃金、労働時間等の一般労働条件の改善と、それから安全衛生法による安全衛生確保のいろいろな規定と一体的な運用によって災害の防止、労働者の安全がはかられるべきだという考え方を明確にしておること、この点は先ほど申し上げたとおりでございます。一応法文の形の上では、先生御懸念の点は十分な配慮がされておると存じておるわけですが、実際の運用につきましては、われわれ労働省の、一般労働条件と安全衛生とが別々な動きをして一体がそごなわれないかという御懸念をなくすために、運用につきましても労働安全衛生法を所管いたします審議会といたしましては、労働基準法を所管いたした労働安全衛生法を今後改正したり、あるいは運用の重要な問題につきましては、同審議会にはかることに相なっておりますので、労働基準審議会が一方においては基準法の上で立った一般労働条件、一方におきましては安全衛生、両方を見ながら一体的な運用の確保をはかる仕組みに相なっておりますわけでございます。

○田邊委員 こうなつてまいりましたときに、あなたは労働基準局長だから基準法の番人でなくちゃいけませんけれども、そういう点で、あと労働基準法というものは一体基本法としてのていさいというか、その形づくりの面からいって、これはどういう形になりましようか。

〔谷垣委員長代理退席、委員長着席〕 私は、あなたがいま言われたことでもって、法の面における統一性ということについて、実態的にはある程度除去される面があると思えますけれども、しかし基本法としての労働基準法のいわば残された面におけるところの総合性、それから基本的人権を踏まえての性格、こういったものは一体どういうふうに残っていくのでしようか。

私は最賃のときもそういつたことを指摘しておいたわけでありませうけれども、労働基準法というものは、今後女子の問題も、これはどうなるのか、あるいは労働時間の問題がどうなるのかということを考えてまいりますと、戦後いわば日本の法体系の中でも最も進歩的だといわれた基準法が、いわば形骸化して実体がなくなる、こういう形におちいつてくるのじゃないか。そのことをあなた方が意図しないけれども、いわゆるそういう人権問題なり権利というものは、これは当然踏まえていくんだということをいかに強調されましても、個別法としてそれはだんだんに分極化していく中であつて、いわば中心をなすところの問題がだんだんと薄らいでいく。そうでなくとも薄らぎたいというか、そうでなくともそういうものを忘れたらというか、そういうものはなるべく考えたくないという思想の持ち主がおるわけでありまますから、私もそれを心配するわけでありまますから、そういう面が、いわば磐石なものとしてその総合性を保ち、基本法を保つていく中であつて、初めていろいろな個別法というものが生きてくるという面から見まして、一体今後労働基準法というものはどういう形をとっていくのですか。どういう基本的な性格というものが残っていくのでしようか、それを心配いたします。

○渡邊(健)政府委員 先生お話しのように、確かに労働基準法は労働条件の最低基準につきましても基本法、憲章といたしまして、その基本原則を定めますとともに労働条件一般につきましても全体的な通則的な規定を内容といたしておるわけでございます。ただ、その労働条件一般の中で、たとえば最低賃金であるとか、あるいは今回の安全衛生問題だとか、一般労働条件の中で個々のものがある程度除去される面があると思えますけれども、しかし基本法としての労働基準法のいわば残された面におけるところの総合性、それから基本的人権を踏まえての性格、こういったものは一体どういうふうに残っていくのでしようか。

○田邊委員 もう一つ問題になりますこと、今度の労働安全衛生法案にしてもそうですが、かなりいわば努力目標といふものが多いですね。私はそれが悪いとは言いません。ある面においては、そういう高い目標を掲げて、いろいろな面において努力することは、これは私は当然の責務だろと思うのです。しかし、忘れてならないことは、何といつても、その最低基準といふものをどう引き上げていくかということがなければ、この努力目標は生きてこないのですよ。あくまでも努力規定に終わってしまうのです。したがって、その最低基準といふものをどのように入れていくか、どういうふうな規定をし、その最低基準といふものをどうやって引き上げていくかというところが一方にはかられていかなければ、私は本来の任務を果たすことはできないだろうと思つておる。その面から見て、いわば最低賃金法なりあるいは労働安全衛生法なり、そういう個別法ができておりますけれども、そのいわゆる最低基準の引き上げという面についての、その考え方というものがどうしてもおくれがちなんです。ですから、努力目標といふのは、ただ単なる一つの目標に終わつてしまつて、これが現実生きてこない。これは両々相まつていかなければならぬと思つておる。

さつき労働災害補償の面について、大臣といつていろいろ対話をいたしましたのでありますけれども、私は労働基準法全体から見て、いまお話しした個別法が具体的に生きるというふうな点から考えてみましても、この最低基準を定めた基準法といふものの今後の改善といふものが、どうしても必要になつてくるんじゃないか、こういうふうに思つておる。この観点からとらえてみたときに、あなた方の主張がある程度生かす意味でこの個別法といふものを認識した場合においても、やはりその最低基準といふものを引き上げていくというものが、どうしてもその底について回らなければいけないんじゃないかというふうには思つておるわけでありまます。

災害補償の問題でさつき御意見は承りましたから、大体は私の意見もおわかりだろうと思つておるけれども、全体的に見て、この基準法についての所見をひとつ承つておきたい。

○渡邊(健)政府委員 基準法から安全衛生問題に抜き出しまして、今回単独の労働安全衛生法にいたしましたのは、先生のおっしゃいますような最低基準の明確化等も含めて、法を整備するため

○田邊委員 労働安全衛生法にしようか、それを心配いたします。

○渡邊(健)政府委員 先生お話しのように、確かに労働基準法は労働条件の最低基準につきましても基本法、憲章といたしまして、その基本原則を定めますとともに労働条件一般につきましても全体的な通則的な規定を内容といたしておるわけでございます。ただ、その労働条件一般の中で、たとえば最低賃金であるとか、あるいは今回の安全衛生問題だとか、一般労働条件の中で個々のものがある程度除去される面があると思えますけれども、しかし基本法としての労働基準法のいわば残された面におけるところの総合性、それから基本的人権を踏まえての性格、こういったものは一体どういうふうに残っていくのでしようか。

○田邊委員 もう一つ問題になりますこと、今度の労働安全衛生法案にしてもそうですが、かなりいわば努力目標といふものが多いですね。私はそれが悪いとは言いません。ある面においては、そういう高い目標を掲げて、いろいろな面において努力することは、これは私は当然の責務だろと思うのです。しかし、忘れてならないことは、何といつても、その最低基準といふものをどう引き上げていくかということがなければ、この努力目標は生きてこないのですよ。あくまでも努力規定に終わってしまうのです。したがって、その最低基準といふものをどのように入れていくか、どういうふうな規定をし、その最低基準といふものをどうやって引き上げていくかというところが一方にはかられていかなければ、私は本来の任務を果たすことはできないだろうと思つておる。その面から見て、いわば最低賃金法なりあるいは労働安全衛生法なり、そういう個別法ができておりますけれども、そのいわゆる最低基準の引き上げという面についての、その考え方というものがどうしてもおくれがちなんです。ですから、努力目標といふのは、ただ単なる一つの目標に終わつてしまつて、これが現実生きてこない。これは両々相まつていかなければならぬと思つておる。

さつき労働災害補償の面について、大臣といつていろいろ対話をいたしましたのでありますけれども、私は労働基準法全体から見て、いまお話しした個別法が具体的に生きるというふうな点から考えてみましても、この最低基準を定めた基準法といふものの今後の改善といふものが、どうしても必要になつてくるんじゃないか、こういうふうに思つておる。この観点からとらえてみたときに、あなた方の主張がある程度生かす意味でこの個別法といふものを認識した場合においても、やはりその最低基準といふものを引き上げていくというものが、どうしてもその底について回らなければいけないんじゃないかというふうには思つておるわけでありまます。

災害補償の問題でさつき御意見は承りましたから、大体は私の意見もおわかりだろうと思つておるけれども、全体的に見て、この基準法についての所見をひとつ承つておきたい。

に単独法をこういうように制定いたしましたわけ
でございまして、今回の法律自身の中におきま
しても、危害防止基準等は従来基準法でわずか二
ばかり根拠規定がありまして、あとすべて安全衛
生規則その他の規則関係にまかされておりました
のに比較いたしまして、防止基準の設定等につ
きましては、従来から見ると、はるかに明確、詳細な
規定を設けておるところでございまして、また先
ほど若干申し上げましたけれども、安全衛生に
関連をいたします機械あるいは原材料等につきま
しては、製造、流通段階についてまで、新法では
明確な根拠を設けて規制を行なう等々により
まして、最低基準につきましても、これまでの基
準法体系のもとにおきまます規定よりは、はるかに
改善をはかっておるところでございまして。

今後におきましても、法に基づきますそれらの
基礎の明確化にございまして、省令、政令等にゆ
ねられた問題につきましても、今後の情勢の
進展にございまして、有効な災害、職業病の予防が
できるような逐次基準をはつきりさせていく、こうい
うような努力を今後ともしてまいり所存でおるわ
けでございまして。

○田邊委員 大臣、ひとつ、その次の質問に移る
前に—あなたの大臣就任以来の宿願であります
ところの、基準法における重要な部分を占め
る労働時間については、当然これが短縮のため
今後とも努力をされると思うのであります。労働
基準法の改正と相まって、この労働時間の短縮の
問題あるいは週休二日の問題は当然果たすべき問
題であり、労働災害の撲滅の前提条件としても、
当然この実現を早急にはかるべき現代的な課題に
なっております。私はこういふふうにおもいます。
とだと思っておりますが、これはひとつ念を押し
て—当委員会でも質問がありましたから多く申
し上げませんけれども、私は実は労働災害の今後
の対応策としても、その前提条件として、この問
題について十分なお考えを披瀝しておく必要があ
るのじゃないかと思うのでありまして、所見を

承っておりますかと思ひます。

○塚原国務大臣 田邊委員の強調された、労働基
準法が労働憲章である。いままでいろいろそれ
に基づき御見解が述べられましたが、私はそれは同
感であります。と同時に、今度の労働安全衛生法
によって形骸化するのではないかと、あるいは御
感念もありました。田邊委員の御懸念は杞憂で
あると私は考えております。それだけ労働基準法
というものは守られていくというふうな御理解を
いただきたいと思います。

いま、週休二日制を中心とした労働時間の問題
が出ましたけれども、これは今日一つの政治問題
であり、社会問題であると私は考えております。
先進国ではほとんどこれをやっておるからどうこ
うという意味はなくなつて、今日の日本の現状から
考へて、この問題には真剣に取り組んでおるつも
りでございます。すでに完全に週休二日制をやつて
おるころもありません、まあ大企業において
逐次テストケースとして、月のうち一回あるいは
二回というふうなところもあるようでありまして
が、今日の段階では、中小企業の抵抗はかなり激
しいようにも聞いております。また御承知のよう
に、金融関係はどうかということも労働省から大
蔵省にお願いし、金融界を中心として御研究を願
い、その結論も一部得るような状況であります
が、今日まで当委員会並びに予算委員会を通
じて、官庁が中心となつてやらなければ、この問
題は推進できないのではないかと、お話もござい
ましたけれども、私はやはりこの問題は労使が話
し合つて、それこそコンセンサスを得て実現でき
ることを一番望んでおりますけれども、やはり諸
般の情勢を判断しながら、労働省として指導すべ
き事項については前向きに当たつていきたい、こ
のように考えております。

いま、それではないからこれを実施するか、い
つからどうなるかという、これは今日の段階で
はまだ申し上げられませんが、要するにコンセン
サスを得て、話し合ひでこの問題が実現されると

いうことを望んでおる。この点だけは強調いたし
ておきます。

○田邊委員 大臣、まああなた非常にいろいろと
はつきりものを言われてけつこうであります。け
れども、あとで支障があるようなことは言わない
でおいてもらいたいのでありまして、労働基準法
は守られておつて、私のような心配は杞憂であり
ましようなんて言わないで、杞憂になるように努
力いたします程度にしてもらいたいと思つたので
す。いろいろ支障が起つておるのですから。

あなたの言うように簡単にものが進んでい
るなら、われわれは心配いたしません。あなたの
ことばを勇気あるとして評価しておきますけれど
も、そんなぐあいには現在の日本の働く各職場が基
準法が守られておつて、平和で問題がないとい
うような職場ではありません。きょうは具体的な
問題は申し上げませんが、その点ひとつ十分
観察をされてから発言をされたらいいと思つて
おきます。

私がくどくどと申し上げてまいりましたの
は、基準法は守られておるといふ、それからまた
今後いろいろなとはかられるといふ。しかし、そ
れならば一体日本の政府は国際的に見て、いわば
安全衛生の部面にわたるところの国際条約の批准
についてどれだけの熱意を示してきたのかとい
うことに対して、私は実はお伺いしたのであり
ます。

ILOのいわばこの部面に対するところの条約
は、実は一つの批准を除いては多くの批准をされ
ておらない部面がございまして。十三号、三十二
号、六十二号、百十五号、百二十号、百二十七
号、私は覚えてみましたが、これらの条約の批准
を実はまだかつてしておらないのであります。

これから先、基準法を改善される、最低基準を
守つていく、それから労働安全衛生はさらにひと
つ努力をしていくという熱意があり、こういう御
決意があるとなれば、これらのいわば国際的な水
準に達するためのILOの条約批准についても、
私は当然熱意を示していかねばならないので

はないかと思ひますけれども、これに対して一体
どういふふうに見通しを立てておられますか。ど
うですか、大臣。

○塚原国務大臣 労働安全衛生法を御審議願つて
おりますけれども、この法案についてもわれわれ
は前向きにこの問題と取り組んでおりますから、
ILO条約、これに関連のある問題につきましても、
もちろん前向きに検討いたしまして、すみや
かな批准の方向に持っていきたい、このように
思つております。

○田邊委員 具体的にはどういふ順序で、どうい
うような条約批准をいま考えていらつしやいま
すか。

○塚原国務大臣 まず、いま考えておりますのは
百十九号、機械防護条約であります。百十九号
条約をまず第一の目標といたしております。

○渡邊(健)政府委員 ただいま大臣がお答え申し
上げましたように、百十九号の機械防護条約につ
きましては、今回の労働安全衛生法の中にも、機
械等の危険部分の防護に関する規定を新しく挿入
いたしておりますので、この法律が成立すれば、
同条約は批准できるように相なると存じます。

〔委員長退席、渡邊委員長代理着席〕
その他六十二号条約あるいは百十五号条約等に
つきましても、これはこの法律ができました後に
おける諸規則の改正等で改善をはかっていきま
すれば、批准可能な状態になり得るものと考えてお
りますので、先ほど大臣からお答え申し上げまし
たように、われわれといたしましては安全衛生に
関しますILO条約をできるだけ批准するとい
う前向きの方で、それらの問題に取り組んでいき
たい、かように考えておるところでございま
す。

○田邊委員 特に私は、その六十二号条約は一番
最初に申し上げたような、いわば建設関係の労働
災害が非常に多いという部面からいって、これを
防護するという立場から見ても、早急にこの批准
をすべきじゃないか、こういうふうにお考えでお
るわけでございます。

ひとつ、そういった部分についても、百十九号と並んで私は早急な批准を望みたいわけでありまして、これに対する対策を早期に立てていただくことを私は心から祈念いたします。よろしゅうございませぬ。

○塚原国務大臣 先ほど申しました機械防護に関するものは、この法案が制定されれば、非常に前が開かれてくるわけでありまして、それと同時にというのは、ややこしいが当てはまらないといいたしまして、その道は開かれてくるわけでありませぬ。そして、さらにいまの六十二号と百十五号でありますか、それが追っかけていくというふうにとつていただきたい、このように思っております。

○田邊委員 これはぜひひとつ、いま申し上げた一連のILO批准について政府の決断を望んで、そのことよってやはり前向きな姿勢というものが現実には明らかになると思っております。それから、そういった面についての御努力をぜひお願いしなければならぬと思っております。この労働安全衛生法は、いままで議論をしてまいりましたように、労働者の生命、人権を守るという立場から見て、私どもはぜひひとつ従来以上の前進的な体制をとってもらいたいというふうに思っております。その中でありますけれども、特に今後のいろいろな規定を実施する中に、労働者の、あるいはまたそこに労働組合があれば当然でありますけれども、そういったものの労働災害防止のための発言権を確保することが私は必要ではないかと思っております。いままでやれれば、一方的な押しつけでもってこれが職場でやられて、何か官製的なものの中で、これが処理されているという労働者側の反発もあつたわけでありませぬから、当然この面について発言権を増加するという立場に立つて、知る権利なり意見を述べる権利なり、あるいは違法、不当な作業に対しては拒否する権利なり、こういったものを私は順守できるようにしなければならぬし、法的な面においてもこれが明確化を期すべきであるというふう

思っておりますけれども、この点に対してはどういうお考えをございませぬ。

○塚原国務大臣 この法案の中に安全衛生委員会というものが設置されます。もちろん労働者が参加することは、これは当然でありまして、数はあとで事務当局から説明させていただきますが、組合の方の参加になる、このように思っております。ですから発言権を大いに拡大して、その声を反映させるということは十分に考えております。

○田邊委員 したがって、これは当然私が申し上げた発言権というものを対して、法でやはり明確にしておく必要がある。特に一番問題なのは労働安全委員会の設置なり、あるいはまた具体的にその中でも労働者側の意見を述べるといふ考え方なり、一番重要なことは、やはり違法なものや不当なものに對して、そういった作業には労働者は携わらないという拒否権、これを持っている。そういう権限、権利、これは法の中でも明瞭にしておくことが必要なことであるし、当然な点であると思つておりますけれども、この点はどういうわけまで踏み切れなかつたのですか。

○渡邊(健)政府委員 労働者が作業をいたしております際に、安全衛生上の事態が発生いたしました。そういう生命、身体に急迫の状態になつたという場合には、労働者が避難できます。これは法律に規定するまでもなく当然のことである。私も考えておるのでございませぬ。さらに個々の具体的なケースごとに必要であります場合には、いろいろな労働安全衛生規則ないしはそのほかの省令で定められております諸規則によりまして、個々の場合ごとに事業主に労働者を退避させるべき義務を義務づけております。

たとえて申しますと、隧道におきまして落盤、出水等が発生して危険な状態になつたときには直ちに退避させるといふようなことが安全衛生規則に出ておりますし、

(遊谷委員長代理退席、委員長着席)

その他特定化学物質等障害予防規則とか、あるいは電離放射線障害防止規則等々に、具体的な危険が生じた場合に、使用者に労働者を退避させるべき義務を設けました規定を設けておるわけでございます。したがって、そういうことで労働者につきましても、制度的にもある程度規定が設けられておるだけではない、実質的にも当然、身体に危険が急迫した場合に退避する権利ということも規定するまでもないと思つておりますので、この法律は法体系全体といたしまして、主として事業主側の責任とか義務とかを規定しております。関係上、特に退避する権利等は法の法律に書くまでもない、こういうことで規定してないわけでございます。したがって、実質的に労働者が退避し得ることは当然のことである、かように考えておるわけでございます。

○田邊委員 実は私が知つておる中小企業の経営者、もともとこれはいわば悪質な人なんですよ。労働者がくたびれて機械につけな、あるいはまた車の運転ができなと言つたら、君はそういった機械や自動車を取り扱ふ部品なんだから、部品はときどきかえなくちゃならぬ、くたびれてくればかえる必要があるから、どうぞひとつおやめなさいと言つて、それをお払い箱にしたという例を私は知つておるのであります。

これは極端な例でしようけれども、そういった思想というものもまだまだ残つておるわけですよ。したがって、いまあなたがおっしゃつたように、緊急の事態に對しては、避難をする権利を持つておる、避難させるところの責任があるとおっしゃるけれども、そういったことだけでも処理できないのが現在の状態じゃないかと私は思つております。大臣は相当客観的にものごとを見ておられますけれども、日本の職場というものはそんなものではない。牛馬のごとく使うという表現まで実は私はまだまだ残つておると思つておるわけでありまして、したがって、やはり労働者の生命と人権を擁護するという立場から、労働災害時における処置についてわれわれが考えたときに、当然こういつたものに対しては何らかの措置というもの法的に明確化する必要があるのではないかと思つております。

まして労働者側から見ても、この施設、機械は違法なものであるとあるという指摘ができるものならば、そういった作業には携わらないところの、これを拒否するところの権利というものを法的な面で明らかにしておかなければ、その心配を除去することはできないように思つて私は申し上げたわけですが、この点は、どうです。そういうことは絶対にだいたいよろしゅうございませぬ。

○渡邊(健)政府委員 機械等が規則に違反する等の危険な状態にあるというような場合に、労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に關すること。労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関する。前二号に掲げるもののは、労働者の危険防止に関する重要事項」といふようなことがあつて、それらの事項につきましても、安全衛生委員会は事業主に對して意見を述べることができる法律の規定に相なつておるわけでございます。

したがって、おっしゃいましたような事態のときには、安全衛生委員会の中で十分実情を委員として把握され、それについて意見を使用者側に表明される機会があるわけでございますし、さらには一般論といたしまして、基準法ないしは安全衛生法関係の違反がある場合には、労働者はその違反を労働基準監督署に申告する権利も認められておるわけでございますから、そういうことによりまして、十分に違反を是正し、それを直させる、そういう権限も労働者に与えられておる、われわれが考へておるわけでございます。

○田邊委員 労働災害を防止する責任が事業主にあることは当然でありますけれども、これがいままでは非常に不明確であつたわけでありませぬ。今回は事業主に對して責任を負わせる、こう

いう規定があるということですが、——しかし私はことば自身もいろいろと問題であります。これはあとでお教えをいただきたいと思っておりますが、基準法によるこの「使用者」という規定が、今度のはたしか「事業者」というふうに変わってきておられるのですが、この区別も私どもでは明確でありませぬけれども、いずれにいたしましても、この事業経営者がたして労働災害を防止するところの責任を負うことができるようなぐあい、今度の法律案は明確な規定を設けておられるかどうか。そのことによって、さっき私が申し上げて大臣といろいろな意見が交換をされたわけでありませぬけれども、その利益をあげる立場というものと、その労働者の安全衛生を守るという立場、労働災害をなくすという立場というものと、一体どういふふうにからみ合つてこの安全衛生法というものが生きてくるような事態になるのか、この点に対するところの、経営首脳者に対するところの責任、これは一体どういふふうになるのか、この点をひとつ教えていただきたいと思ふのです。

○渡邊(健)政府委員 たいだいま先生おっしゃいましたように、基準法では義務を課しておる対象は使用者でございます。その使用者というものは基準法の十条で、「使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」ということ、最高の経営者、責任者だけではないに、その下におります労働関係に關与する、いわゆる使用者側の立場にある従業員も使用者の中に入つておられるわけでございます。

そこで従来やまもいたしまして、最高責任が事業の経営者にあるということが、使用者の範囲が非常に広く、実際の衝に当たる行為者まで含みますために、最高の責任が経営者にあるのだといふことがややぼけるさきもございました。今度の労働安全衛生法におきましては、義務を課します対象を事業者といたしまして、これは「事業を行なう者で、労働者を使用するもの

を強めていくというか、これをかなり拡大して行く、こういう部分が多いと思ふのであります。これはもちろん技術上の指針や作業環境の標準を公表する等、私は現在に即応した部分も相当あると思ふのですが、しかし要は、労働災害をなくすという面から見ると、企業者の責任——いま私は事業者ということばについて、実はいささか不安を感じるのですけれども、よく然る意味における企業の最高責任者の責任、そういうものを、やはりはっきりさせるということになります。ならば、これに對するところの厳重な監督という部分を、やはり中心に据えていかなければならぬ。したがって、いろいろな規定なり規則なり基準なりというものを設けておるとすれば、それを厳格に守らせるということが私は基本になければならぬといふふうな思つておられるわけでありまして、そういう指針行政的な色彩を強化すると同時に、いま申し上げたような基本の部分について、さらに厳重な監督行政というものがしけれなければならぬといふふうな思つておられますけれども、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 安全衛生の確保につきましては、危害防止についての基準を設定し、それを順守させるために、それについての厳正な監督を実施するというのが根幹であるといふことは、先生御指摘のとおりであるわけでございます。今回の労働安全衛生法におきまして、そういう観点から監督につきましては、基準監督官によります監督につきましては、明確な規定を設けておられるわけでございます。

ただ、最近の労働災害の情勢を見ますと、それだけで安全衛生は万全でないという観点から、それに加えて、いろいろな幅広い指導行政、援助行政、こういうものを展開することについては、先生のおっしゃる通りでございます。先生のおっしゃる通りである、われわれが基本であると言われまして、

○田邊委員 監督が基本であると言われまして、一体だれが監督をいたしましうか。一体、

この監督をする行政能力というのはどのくらいあるのか、どういふ部分が多いか、労働基準監督官の配置について、一体万全であるか、あなたの方におきまして、増員をすつとやつてまいりましたね。現在、三千人足らずで、どういふ監督官がおりまして、いまの事業所の数から見ますならば、大体十三年に一回ぐらしか実はずつてこないという勘定になるわけですね。そういうことで、一体監督行政が万全であり、十分厳格な監督を基本に据えてやれる、こういうふうにお考えでございますか。一体、これに對するところの行政能力をどの程度發揮する配置をあなたの方はしようと考えているのでございましょうか。いまそのことを、そのまますつくりただけのような行政能力ではないように私は判断をいたしたのですけれども、これもさっきのお話のように、労働基準法はちゃんと守られていて、田邊君の言うことは杞憂にすぎないと、あなたがおっしゃるような行政能力が發揮できるような体制でありますか。

○渡邊(健)政府委員 たいだいま先生おっしゃいましたように、基準法では義務を課しておる対象は使用者でございます。その使用者というものは基準法の十条で、「使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。」ということ、最高の経営者、責任者だけではないに、その下におります労働関係に關与する、いわゆる使用者側の立場にある従業員も使用者の中に入つておられるわけでございます。

○渡邊(健)政府委員 安全衛生の確保につきましては、危害防止についての基準を設定し、それを順守させるために、それについての厳正な監督を実施するというのが根幹であるといふことは、先生御指摘のとおりであるわけでございます。今回の労働安全衛生法におきまして、そういう観点から監督につきましては、基準監督官によります監督につきましては、明確な規定を設けておられるわけでございます。

この監督をする行政能力というのはどのくらいあるのか、どういふ部分が多いか、労働基準監督官の配置について、一体万全であるか、あなたの方におきまして、増員をすつとやつてまいりましたね。現在、三千人足らずで、どういふ監督官がおりまして、いまの事業所の数から見ますならば、大体十三年に一回ぐらしか実はずつてこないという勘定になるわけですね。そういうことで、一体監督行政が万全であり、十分厳格な監督を基本に据えてやれる、こういうふうにお考えでございますか。一体、これに對するところの行政能力をどの程度發揮する配置をあなたの方はしようと考えているのでございましょうか。いまそのことを、そのまますつくりただけのような行政能力ではないように私は判断をいたしたのですけれども、これもさっきのお話のように、労働基準法はちゃんと守られていて、田邊君の言うことは杞憂にすぎないと、あなたがおっしゃるような行政能力が發揮できるような体制でありますか。

る必要があるというように私は思うのでありまして、われわれしろうとがわかるような状態で、そういう表示をやはりなされるべきであると思えますけれども、これに対する指導も十分行き渡るようにしていただきたい、こういうふうに思っておりますが、いかがですか。

○渡邊(健)政府委員 有害物の表示等につきましては、細部は省令で定めることになっておりますので、先生御指摘のように、一般の人ができるだけわかりやすいような表示をするよう、省令の制定に際しては配慮してまいりたいと思えます。

○田邊委員 それでは自後の問題はまたいろいろとお聞きすることにして、これも、公害の権威である島本委員がおりますから、公害問題は触れたくありませんが、やはり公害の防止という点からいって、その発生源になるのは何といても事業所でありまして、労働安全行政の対象となる事業所、これが快適な、健康的な、衛生的な事業所として改善をされれば、自然に公害もなくなるという形でございまして、この公害防止という観点から見ると、この事業所の改善あるいは安全衛生、労働災害の防止、こういったものははからなければならない。

そういつた面で労働省の、労働行政の果たすべき役割りというのは、社会的に非常に大きくなってきていますとわれわれは考えているわけですが、これも、これに対して一体どういうふうな姿勢で取り組むつもりでございませうか。

○塚原國務大臣 言うまでもなく、労働者の健康がむしばまれてはなりません。したがって、公害につきましても異常な関心をわれわれも払っております。後刻そのほうの御質問もあると思えますが、われわれはいま関係各省と連絡をとりながら万全を期するといふ、この一点にのみ集中いたしております。

○田邊委員 それでは、きょうは一番最初に申し上げたように、この法案の前提となるべきいろいろな条件、特にいまの基準法との関係、それから周辺のいろいろな問題についてお伺いいたします。

たが、私が申し上げた点でもおわかりのとおり、実はいろいろなこれに対するところの意見なり、あるいはまた疑問なりというものが出されておる現状でございますから、これをひとつ十分解明をする中에서도、この法案の今後の審議について私は携わっていきたいというふうに思っておりますので、きょうはこの程度で終わっておきたいと思えます。

○森山委員長 次回は来たる二十三日木曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十一分散会